

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 3 月 31 日

木 曜 日

号 外(13)

目 次

規 則

○富山県民会館条例施行規則等の一部を改正する規則

1

規 則

富山県民会館条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第32号

富山県民会館条例施行規則等の一部を改正する規則

(富山県民会館条例施行規則の一部改正)

第 1 条 富山県民会館条例施行規則（平成11年富山県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第 9 条を第10条とし、第 5 条から第 8 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 4 条第 2 項中「様式第 2 号」を「様式第 3 号」に改め、同条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

(利用料金の減免)

第 4 条 利用料金（分館見学料に限る。次項において同じ。）に係る条例第12条に規定する知事の承認を受けて定めた基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例別表第 1 の 3 の表の備考に規定する者又は幼稚園の幼児の引率者が教育課程に基づく教育活動又は社会教育関係団体の教育活動として、分館を見学するとき。

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設に入所し、又は通所している者及びこれらの引率者が分館を見学するとき。

- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその付添人（当該交付を受けた者 1 人につき 1 人に限る。以下この項において同じ。）が分館を見学するとき。
 - (4) 療育手帳制度について（昭和48年 9 月 27 日付け厚生省発児第 156号厚生事務次官通知）に基づき療育手帳の交付を受けている者及びその付添人が分館を見学するとき。
 - (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）第45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその付添人が分館を見学するとき。
 - (6) 70歳以上の者が分館を見学するとき。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、利用者間の均衡を失しない範囲内において指定管理者が適当と認めるとき。
- 2 前項第 1 号又は第 2 号に掲げるときの利用料金の減免は富山県民会館分館（内山邸・金岡邸）見学料減免申請書（様式第 2 号）を指定管理者に提出することにより、同項第 3 号から第 5 号までに掲げるときの利用料金の減免は身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の確認により、同項第 6 号に掲げるときの利用料金の減免は同号に該当することを証するに足りる書類の確認により、同項第 7 号に掲げるときの利用料金の減免は別に定めるところにより行うものとする。
- 様式第 2 号中「（第 4 条関係）」を「（第 5 条関係）」に改め、同様式を様式第 3 号とし、様式第 1 号の次に次の 1 様式を加える。
-

様式第 2 号 (第 4 条関係)

富山県民会館分館 (内山邸・金岡邸) 見学料減免申請書

年 月 日

指定管理者 殿

住所

団体等の名称

代表者氏名

連絡先

電話

担当者氏名

富山県民会館条例第12条の規定により次のとおり見学料の減免を受けたいので申請します。

見学する日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで				
引率責任者	職	氏名			
見学する人員	引率者	人	小学生	人	計 人
	一般	人	特別支援学校	人	
	高校生	人	小学校就学前の者	人	
	中学生	人	その他 ()	人	
見学する目的					
※減免する額	円				

備考 ※欄は、記入しないこと。

(高志の国文学館条例施行規則の一部改正)

第2条 高志の国文学館条例施行規則（平成24年富山県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条中「午後4時30分」を「午後5時30分」に改める。

第3条中「第8条」を「第6条及び第9条」に改める。

第5条第1項中「第7条」を「第8条」に改める。

第10条を第11条とし、第6条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

（観覧料の減免）

第6条 条例第16条の規定により常設展示観覧料又は企画展示観覧料（以下この条において「観覧料」という。）を減免することができる場合及びその場合における減免の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例別表第1の1の表の備考に規定する者又は幼稚園の幼児の引率者が教育課程に基づく教育活動又は社会教育関係団体の教育活動として、常設展示室において展示している文学資料又は企画展示室において特別に展示している文学資料（以下この項において「常設展示等」という。）を観覧する場合 観覧料の全額
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所し、又は通所している者及びこれらの引率者が常設展示等を観覧する場合 観覧料の全額
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその付添人（当該交付を受けた者1人につき1人に限る。以下この項において同じ。）が常設展示等を観覧する場合 観覧料の全額
- (4) 療育手帳制度について（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づき療育手帳の交付を受けている者及びその付添人が常設展示等を観覧する場合 観覧料の全額
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45

条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその付添人が常設展示等を観覧する場合 観覧料の全額

(6) 70 歳以上の者が常設展示室において展示している文学資料を観覧する場合 常設展示観覧料の全額

(7) 前各号に掲げるもののほか、知事が特別の理由があると認める場合 知事が必要と認める額

2 前項第 1 号又は第 2 号に掲げる場合における観覧料の減免は高志の国文学館観覧料減免申請書（様式第 3 号）を知事に提出することにより、同項第 3 号から第 5 号までに掲げる場合における観覧料の減免は身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の確認により、同項第 6 号に掲げる場合における常設展示観覧料の減免は同号に該当することを証するに足りる書類の確認により、同項第 7 号に掲げる場合における観覧料の減免は別に定めるところにより行うものとする。

様式第 2 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 3 号 (第 6 条関係)

高志の国文学館観覧料減免申請書

年 月 日

富山県知事 殿

住所
 学校名 (団体名)
 代表者氏名
 連絡先
 電話番号
 担当者氏名

高志の国文学館条例第16条の規定により次のとおり観覧料の減免を受けたい
 ので申請します。

観覧日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで				
観覧内容	1 常設展示 2 企画展示				
引率責任者	職		氏名		
観覧人員	引率者	人	小学生	人	計 人
	一般	人	特別支援学校	人	
	高校生	人	小学校就学前の者	人	
	中学生	人	その他 ()	人	
観覧目的					
※減免する額	常設展示				円
	企画展示				円

備考

- ※欄は、記入しないこと。
- 「観覧内容」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

(富山県植物公園条例施行規則の一部改正)

第 3 条 富山県植物公園条例施行規則（平成 5 年富山県規則第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「次条」を「第 5 条」に改める。

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条を第 6 条とし、第 4 条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

(利用料金の減免)

第 4 条 利用料金（入園料及び特別展示観覧料に限る。次項において同じ。）に係る条例第 10 条に規定する知事の承認を受けて定めた基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例別表の 1 の表の備考第 1 項に規定する者又は幼稚園の幼児の引率者が教育課程に基づく教育活動又は社会教育関係団体の教育活動として、入園し、又は特別に展示している植物若しくは植物に関する資料を観覧する（以下この項において「入園等する」という。）とき。
- (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設に入所し、又は通所している者及びこれらの引率者が入園等するとき。
- (3) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその付添人（当該交付を受けた者 1 人につき 1 人に限る。以下この項において同じ。）が入園等するとき。
- (4) 療育手帳制度について（昭和 48 年 9 月 27 日付け厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）に基づき療育手帳の交付を受けている者及びその付添人が入園等するとき。
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその付添人が入園等するとき。
- (6) 70 歳以上の者が入園するとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、利用者間の均衡を失しない範囲内において指定管理者が適当と認めるとき。

2 前項第 1 号又は第 2 号に掲げるときの利用料金の減免は富山県中央植物園入

園料等減免申請書（様式第 3 号）を指定管理者に提出することにより、同項第 3 号から第 5 号までに掲げるときの利用料金の減免は身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の確認により、同項第 6 号に掲げるときの利用料金の減免は同号に該当することを証するに足りる書類の確認により、同項第 7 号に掲げるときの利用料金の減免は別に定めるところにより行うものとする。様式第 2 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 3 号 (第 4 条関係)

富山県中央植物園入園料等減免申請書

年 月 日

指定管理者 殿

住所

団体等の名称

代表者

連絡先

電話

担当者

富山県植物公園条例第10条の規定により次のとおり入園料（特別展示観覧料）の減免を受けたいので申請します。

入園（観覧）日時	年 月 日 ()		時 分から 時 分まで	
引率責任者	職	氏名		
入園（観覧）人数	引率者	人	小学生	人
	一般	人	特別支援学校	人
	高校生	人	小学校就学前の者	人
	中学生	人	その他 ()	人
		計 人		
入園（観覧）目的				
※減免する額	円			

備考 ※欄は、記入しないこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
(富山県民会館条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正前の富山県民会館条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(文化振興課)